

4 償却の方法を変更した場合の償却費の計算方法

(1) 旧定額法を旧定率法に変更した場合又は定額法を定率法に変更した場合(所基通 49-19)

減価償却資産の償却の方法について、旧定額法を旧定率法に変更した場合又は定額法を定率法に変更した場合には、その後の減価償却費(5年均等償却(所令 134②)による減価償却費を除きます。)は、その変更をした年の1月1日における未償却残高、その減価償却資産に係る改定取得価額又はその減価償却資産に係る取得価額を基礎とし、その減価償却資産について定められている耐用年数に応ずる償却率、改定償却率又は保証率により計算します。

なお、償却の方法を変更した年分の計算式は、次のとおりです。

① 旧定額法を旧定率法に変更した場合

【計算式】

$$\begin{array}{ccccccc} \text{変更した年の1月1日} & & \text{その減価償却資産について} & & \text{その年に業務の用に供された月数} & & \text{変更後の} \\ & \times & \text{定められている耐用年数に} & \times & \frac{\quad}{12} & = & \text{減価償却費} \\ \text{における未償却残高} & & \text{応ずる旧定率法の償却率} & & & & \end{array}$$

※ 月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

【設 例】

次の減価償却資産について、償却の方法を旧定額法から旧定率法に変更した場合

取得価額 : 10,000,000 円

耐用年数 : 10 年

耐用年数 10 年の旧定率法の償却率 $\Rightarrow 0.206$

変更した年の1月1日における未償却残高 : 7,300,000 円

償却の方法を変更した年の1月1日における未償却残高 7,300,000 円に旧定率法の償却率 0.206 を乗じて、償却の方法を変更した年の減価償却費を計算します。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(変更した年の1月1日における未償却残高)} & & \text{(償却率)} & & \text{(変更後の減価償却費)} \\ 7,300,000 \text{ 円} & \times & 0.206 & \times & 12/12 & = & 1,503,800 \text{ 円} \end{array}$$